

I 上谷小学校「いじめ防止基本方針」

策定にあたって

I はじめに

方針策定の目的

本校の「いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、児童が安心して学校生活を送り、安全に学習や学校行事に取り組める学校づくりを目的として策定するものである。いじめは、児童の心身の健全な成長や人格形成に重大な影響（インターネットを含む）を及ぼすだけでなく、生命や心身に深刻な危険を生じさせるおそれがある重大な問題であるとの認識に立ち、文部科学省のいじめの定義及び国・県・市の基本方針を踏まえ、教職員が「いじめは、どの子にも起こりうる。絶対に許さない。」という共通認識のもと、組織的かつ効果的にいじめ防止等の対策を推進することを目的とする。

改訂の経緯

平成 25 年 9 月のいじめ防止対策推進法の施行及び同年 10 月の国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定を受け、埼玉県及び坂戸市においても基本方針が策定された。本校においても、それら

を踏まえ「上谷小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の取組を推進してきた。その後、国及び県の基本方針の改定や、生徒指導提要の改訂、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」の周知、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂、さらに坂戸市いじめ問題調査審議会からの提言を受け、坂戸市基本方針が見直された。これらを踏まえ、本校においても社会情勢や国・県・市の動向を反映しながら、より実効性のあるいじめ防止対策を推進するため、本方針を適宜見直し、必要に応じて改訂を行うものとする。

Ⅱ いじめの定義及び基本的考え方

いじめの定義

本校では、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、児童が一定の人的関係にある他の児童から心理的又は物理的な影響を受け、その行為によって心身の苦痛を感じているものを「いじめ」と定義する。いじめの認知に当たっては、表面的・形式的に判断することなく、被害児童の立場に立ち、心身の苦痛を感じているかを重視して判断する。また、いじめには多様な態様があることを踏まえ、児童の表情や様子をきめ細かく観察し、背景にある事情も含めて総合的に判

断する。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級・部活動の仲間や、塾・スポーツクラブ等で関わりのある児童生徒との関係をいう。また、物理的な影響には、暴力だけでなく、金品をたかられる、隠される、嫌なことを無理にさせられるなどの行為も含まれる。さらに、好意から行った行為であっても、結果として相手に心身の苦痛を与えた場合は、いじめとして組織的に情報共有し対応する。

加えて、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるものや、児童の生命・身体・財産に重大な被害を及ぼすおそれがあるものも含まれることから、必要に応じて警察等の関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応する。

また、いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものであり、暴力を伴わないいじめであっても、生命や身体に重大な危険を生じさせる場合がある。さらに、いじめは加害者・被害者だけの問題ではなく、周囲で見ている「観衆」や暗黙の了解を与える「傍観者」の存在も影響することから、集団全体でいじめを許さない雰囲気醸成することが重要である。

いじめに対する基本的な考え

いじめは、他者の人権を軽んじる行為であり、決して許されるものではない。児童生徒だけでなく、大人を含めた全ての人が「いじめは絶対に許されない、許さない」という強い意志を持ち、いじめをなくすよう努めていくことが重要である。また、学校におけるいじめ問題への対応では、**「児童生徒一人一人を大切にする」ことを基本とし、「児童生徒の目線に立つ」「共感的に関わる」「全ての児童生徒が安心・安全に過ごせる居場所をつくる」ことを重視する。教職員は、「児童生徒主体で考え」「児童生徒の意見に耳を傾ける」**姿勢を大切にし、いじめを生まない学校風土の醸成に努める。

さらに、児童生徒同士が安心した環境の中で対話し、課題解決のために協働できる環境づくりを進めるとともに、教職員同士が支え合い協働することも重要である。加えて、学校・家庭・地域が連携・協働することを大切にし、児童生徒を中心に据えながら、家庭や地域との連携を深め、信頼関係を築いていくことが、いじめの未然防止と解決につながる。

Ⅲ学校におけるいじめ防止等の対策組織

いじめ対策組織の設置

学校の管理職や教務主任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学級担任、教科担任、さわやか相談員などから学校の実情に応じて決定し、対応すべき内容に応じて柔軟に人員を組み換えられる組織とする。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、坂戸市子供支援課、訪問看護、医師など外部の専門家が参加することにより、より実効的ないじめ問題の解決に繋げる。

組織の役割及び構成

上谷小「いじめ防止対策委員会」

【構成員】 管理職、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭

その他必要と認められるもの

【活動内容】 家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る

いじめ防止に関すること

いじめ発生時の対応について 等

【開催】 年3回開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

IV いじめの未然防止

1 魅力ある学校（授業・集団）づくり

教職員一人一人が分かりやすい授業づくりに努め、児童が基礎・基本を身に付け、活躍できる授業を通して達成感や自己有用感、自尊感情を育む。また、道徳教育をはじめとする教育活動全体を通して「命の大切さ」を指導するとともに、学校行事や児童会活動、委員会活動、たてわり活動などを充実させ、互いを認め合い、安心して過ごせる魅力ある学校・学級づくりを推進する。

2 児童生徒の豊かな心の育成

教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許されない」という意識を育てるとともに、お互いの人格を尊重し合い、思いやりの心や豊かな人間関係を築く力を養う。道徳科や人権教育、朝の会・朝会等で継続的な指導を行い、「命の大切さ」や他者への共感、規範意識を育成する。また、児童が自ら課題を解決し、他者と協力しながらよりよい学校生活を築こうとする態度を育てる。

3 情報モラル教育

情報機器やインターネットを適切に利用するための情報モラル教育を推進し、SNS 等による誹謗中傷やいじめを防止する。相手の立

場を考えた情報発信や個人情報の適切な取扱いについて指導するとともに、情報社会における責任ある行動や規範意識を育成し、安全・安心に情報を活用する力を養う。

4 保護者・地域との連携

いじめの未然防止には、学校・家庭・地域が一体となった継続的な取組が不可欠である。保護者や地域へいじめ問題への理解を深めるための啓発を行い、情報共有や連携を密にしながら、児童を見守る体制を整える。また、いじめ防止対策委員会や教育相談部会等で情報を共有し、組織的な対応を推進する。

5 児童生徒・保護者への説明

学校のいじめ防止基本方針について、児童及び保護者に周知し、「いじめは絶対に許されない」という学校の姿勢や取組を理解してもらう。また、学校生活アンケートや教育相談等を通して児童の実態把握に努めるとともに、保護者との連携を密にし、いじめの未然防止・早期発見・早期対応につながるよう丁寧な説明と情報提供を行う。

V いじめの早期発見

1 定期的なアンケート調査

いじめの早期発見は、迅速な対応の前提であることから、記名式の学校生活アンケートを毎月実施するとともに、無記名式のなかよしアンケートを学期に 1 回実施し、児童一人一人の学校生活や人間関係の把握に努める。また、定期的なアンケートを通して児童の小さな変化や悩みを早期に把握し、いじめの疑いがある場合には担任がブロックの教員、生徒指導主任、管理職などと複数で面談を行い速やかに情報を共有し、組織的な対応につなげる。

2 教育相談の実施

朝の会や帰りの会、日記等を活用し、担任と児童との心のふれあいを大切にするとともに、教育相談週間を設け、児童が安心して自分の思いや悩みを表現できる機会を確保する。また、児童にとって「自分の意見が大切にされる」「言いたいことが言える」と感じられる環境づくりに努めるとともに、保護者からの相談にも丁寧に対応し、必要に応じて関係機関と連携を図る。

3 日常的な観察と情報収集

教職員は、いじめは教職員の目に付きにくい時間や場所で行われ

たり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを十分認識し、普段から児童一人一人に向き合い、小さなサインも見逃さないよう注意深く観察する。また、授業や休み時間など日常の学校生活を通して児童の様子を把握するとともに、アンケートや保健室来室状況、教育相談、家庭からの情報など、あらゆる機会を通して情報収集に努める。収集した情報は、いじめ防止対策委員会や生徒指導部会、教育相談部会等で共有し、疑いの段階から組織的な対応を行う。

4 保護者との連携

個人面談や教育相談週間を設け、保護者との情報共有や相談体制の充実を図る。また、いじめを認知した場合やその疑いがある場合には、速やかに家庭へ情報を伝え、今後の支援や指導方針について共通理解を図りながら連携して対応する。さらに、家庭や地域と協力し、登下校時の見守りや児童の様子の把握に努めるなど、学校・家庭・地域が一体となった早期発見・早期対応の体制づくりを推進する。

VI いじめへの対応

①被害児童から事実関係の把握（十分に配慮した聞き取り）

→いじめに関する相談や通報を受けた場合は学校いじめ対策組織のメンバーに報告し、速やかに校長を中心とした組織的な対応

につなげ、対応方針を検討する。いじめを訴えた児童生徒やその保護者の心情に十分に寄り添う。いじめの訴えを正確に把握（いつ・どこで・誰が（誰に）・何を・なぜ・どのようになどの5 H1W）に沿って時系列で正確に記録する。

②加害児童への聞き取り

→加害児童に対しては、まず、自分の行った行為を振り返らせ、いじめで被害者児童が傷ついていること、いじめは被害側にとって非常に大きな影響があるものであることを深く理解させるとともに、加害児童に対する成長支援の観点から、加害児童が抱える背景にも目を向け、再発防止に向けた継続的な指導や支援を行っていく。

③教育委員会へ報告

④被害者児童、保護者へ事実関係の報告、謝罪

→調査結果を説明し、今後の対応についての意向を確認する。

⑤学校全体の共通理解・学校の指導方針、対策の確立

⑥加害児童・保護者への説明、指導

→聞き取りした内容の説明、今後の支援、指導の方針、再発防止

⑦加害児童、保護者から被害児童、保護者への謝罪

→弁済等、状況によって外部機関の協力要請

いじめの解消

1 いじめに係わる行為が止んでいること

→被害児童に対する心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること。

2 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

→心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認することが必要である。

保護者の役割

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有しているので、子がいじめを行うことがないよう家庭内で必要な教育を行うよう努めるとともに、子がいじめを受けた場合は、適切にケアを行う必要がある。また、学校などが行ういじめ防止のために協力することも求められる。学校も保護者に対し、児童生徒のより良い成長のため、各種たよりや、保護者会といった説明の機会を利用して、いじめの定義やインターネット上におけるいじめの実態などといった、いじめ防止に係る内容の啓発等を行っていく必要

がある。

VII関係機関との連携

教育委員会・警察・児童相談所・医療機関・子供支援課・訪問看護等必要に応じて連携を図る。

→警察との連携（令和5年2月7日付け4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」参照）学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しておくことが必要である。

VIII教職員研修及び資質向上

発達支持的生徒指導として、全ての教職員が、「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、児童が自発的・主体的に成長や発達する過程を支える」という生徒指導の意義を再確認する。

児童が「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つような働きかけを日常の教育活動を通して行う。

月1回生徒指導研修を設け、全員で事例研修などに取り組み、資質

向上を図る。

IX 学校評価

学校は、児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、学校基本方針と関連する学校評価の項目を設定するとともに、その項目に対する評価の観点を明確にして取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に努める。

X 重大事態への対処

重大事態の定義

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び該当重大事態と同種の事態の発生の予防に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により該当重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

本校では、この重大事態を全職員が理解し、「重大事態」が生じたとき、調査で得た情報は、児童及びその保護者に提供する。さらに市教育委員会に報告する。調査に当たっては、公平性・中立性確保の観点からいじめ防止対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または、特別の利害関係を有していない者の参加を図る。また、必要に応じて市教育委員会と連携し、市の問題調査審議会の委員会などの派遣を市教育委員会に要請する。調査結果に基づき本校では、以下のとおり全職員で再発防止に努める。

① 生徒指導部、教育相談部では、該当事案が二度と起こらないようにするため生徒指導体制の点検を行うとともに、年間指導計画の見直しを即座に実施する。

② いじめの被害児童を守るために、全職員での校内巡視を実施し見守りを行う

| | |------------| | XI基本方針の見直し | |------------|

市基本方針の変更があった場合見直しをする

XII年間指導計画

月	活動内容
4	・職員会議で全職員におけるいじめ防止基本方針の確認 ・授業参観・保護者会を通して保護者に説明 ・学校生活アンケート（毎月）・生徒指導研修（毎月）
5	・人権作文の取り組み ・全国学力学習調査 ・個人面談（1年生は全員 その他学年は希望） ・教育相談日
6	・第1回なかよしアンケート（いじめの実態把握と対処） ・人権標語の取組・いじめ防止対策委員会
7	・非行防止教室（薬物乱用・弁護士によるいじめ防止講演会） ・弁護士による教員に向けたいじめ防止研修会 ・個人面談（全員）
8	・生徒指導校内研修報告会 ・全国学力学習調査の質問紙を使った児童理解研修
9	・SOS の出し方
10	・人権感覚育成プログラム

	・学校評価アンケート
1 1	・いじめ撲滅月間 ・第2回なかよしアンケート（いじめの実態把握と対処） ・教育相談週間 ・保護者に道徳公開
1 2	・人権週間 ・第2回 H-QU 実施（3年生以上） ・個人面談（全員）
1	・情報モラル教室 上谷のやくそく ・入学説明会を通して新入生への説明
2	・学校評価・保護者アンケートによる評価の反省及び検討 ・第3回なかよしアンケート（いじめの実態把握と対処）
3	・次年度に向けて、いじめの状況の確認と対処の見直し

相談窓口

・彩の国よりそうみんなの電話・メール教育相談（県立総合教育センター）・24時間子供 SOS・坂戸市立教育センター 等